

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本CKD-MBD学会と称する。

(目 的)

第2条 当法人は、腎臓疾患を中心とする、骨・カルシウム・リン・PTH（副甲状腺ホルモン）・ビタミンD代謝異常、及びその関連疾患の治療について幅広く研究発表、討論を行うことを目的とする。

- ② 当法人は、前項の目的を達成するために次の事業を行う。
1. ミネラル代謝異常に関する研究及び調査
 2. 学術集会の開催
 3. その他当法人の目的を達成するため必要な事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告方法は、電子公告の方法により行う。

- ② 当法人の公告は、電子公告の方法による公告をすることができない事故その他やむを得ない事情が生じた場合には、官報に掲載してする。

(機 関)

第5条 当法人は、当法人の機関として社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

第2章 社 員

(社 員)

第6条 当法人の社員は、当法人の目的に賛同して入社した者とする。

(学術集会)

第7条 学術集会は理事会が主題及び開催日を決め、これを運営するものとする。

② 学術集会の開催にあたって、代表理事は、理事及び監事の中から学会会長を1名推挙し、理事会にて決定する。

③ 学術集会への参加を希望するものは、評議員会において別に定める会費を支払うものとする。

④ 学術集会は年に1回社員総会の際に開催する。社員総会は第25条の評議員をもって構成し、評議員会をもって法人法上の社員総会とする。

(社員名簿)

第8条 当法人は、社員の氏名及び住所を記載した社員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

- ② 当法人の社員に対する通知又は催告は、社員名簿に記載した住所又は社員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(退 社)

第9条 社員は、次に掲げる事由によって退社する。

- 1 社員本人の退社の申し出。ただし、退社の申し出は、1か月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。
- 2 満65歳に達した者
- 3 死亡
- 4 総社員の同意
- 5 除名

- ② 社員の除名は、社員がこの法人の定款又は規則に違反し、又はこの法人の名誉を傷つけ若しくは目的に反する行為をするなど、正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によってすることができる。この場合は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによるものとする。

第3章 会 員

(会員、入会及び種別)

第10条 当法人の目的に賛同し、入会した者を会員とする。

- ② 当法人の会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した団体
- (3) 名誉会員 この法人に功績のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者

(会費等)

第11条 正会員及び賛助会員は、社員総会で別に定める入会金及び会費を納入し

なければならない。

(会員の資格喪失)

第12条 会員が次に掲げる事由に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 総社員の同意
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 死亡又は会員である団体の解散
- (4) 除名

② 会員は、前項の資格を喪失したときは退会するものとする。

(退会)

第13条 正会員及び賛助会員は、いつでも退社することができる。

(除名)

第14条 会員の除名については、当法人の会員が法人の名誉を棄損し、又は当法人の目的に反するような行為をしたとき等正当な事由があるときに限り、社員総会の特別決議により除名することができる。この場合は、除名した会員にその旨を通知することを要する。

(会員名簿)

第15条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

② 当法人の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所又は会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

第4章 社員総会

(招集)

第16条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

- ② 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき理事長がこれを招集する。理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれを招集する。
- ③ 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第17条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催する

ことができる。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれに代わるものとする。

(決議の方法)

第19条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、評議員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(社員総会の決議の省略)

第20条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員から提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第21条 社員は、当法人の社員又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議事録作成者が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第5章 理事、監事、評議員及び代表理事

(理事の員数と資格)

第23条 当法人の理事の員数は、3名以上とする。
当法人の理事は、当法人の評議員の中から選任する。
前項の規定にかかわらず、評議員会の議決権の過半数をもって、社員以外の者から選任することを妨げない。

(監事の員数)

第24条 当法人の監事の員数は、1名以上とする。

(評議員の員数)

第25条 当法人の評議員の員数は定めない。

(理事及び監事並びに評議員の選任の方法)

第26条 当法人の理事及び監事の選任は、社員総会において評議員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- ② 理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- ③ 監事はこの法人又はこの法人の子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- ④ 評議員は附則に定める選出基準をもって選任する。

(代表理事)

第27条 当法人に理事長1人、副理事長1人を置き、理事会において選定する。

- ② 理事長は、法人法上の代表理事とする。
- ③ 理事長は、当法人を代表し会務を総理する。
- ④ 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故があるときはその職務を代行し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

(理事及び監事並びに評議員の任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、4期までの再任を妨げない。

- ② 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- ③ 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- ④ 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする
- ⑤ 理事及び監事並びに評議員は再任されることを妨げない。但し、満65歳に達した者は、その誕生日の属する年度にかかる定時社員総会の終結日をもってその資格を失う。

(報酬等)

第29条 理事及び監事並びに評議員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第6章 理事会

(招集)

第30条 理事会は、理事長がこれを招集し、会日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

- ② 理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれを招集する。

(招集手続の省略)

第31条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第33条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第34条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(職務の執行状況の報告)

第35条 理事長及び副理事長は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の状況を報告するものとする。

(理事会議事録)

第36条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事及び監事がこれに署名又は記名押印し、10年間主たる事務所へ備え置くものとする。

第7章 計 算

(事業年度)

第37条 当法人の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。

(会計)

第38条 当法人の経費は、学術集会の参加費、年会費、寄付金及びその他の収入をもって支弁する。

② 年会費並びに本会の収支決算及び予算は、理事会の審議を経て、社員総会の承認をもって決定される。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第39条 代表理事は、毎事業年度、法人法第124条第1項の監査を受け、かつ同条第3項の理事会の承認を受けた計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書を定時社員総会に提出しなければならない。

② 前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告書については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(残余財産の処分)

第40条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会の決議により、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17条に掲げる法人に贈与するものとする。

(剰余金の非分配)

第41条 この法人は剰余金の分配を行わない。

(計算書類等の備置き)

第42条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書（監事の監査報告書を含む。）を、定時社員総会の日から2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 附 則

(設立時社員の氏名及び住所)

第43条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

東京都練馬区石神井台三丁目1番3-806号

深川 雅史

大阪府交野市私市山手四丁目9番6号

稲葉 雅章

東京都新宿区市谷薬王寺町80番地21

横山 啓太郎

和歌山市西高松一丁目7番82号

重松 隆

東京都世田谷区奥沢五丁目15番15号

安藤 亮一

徳島市中洲町二丁目38番地中洲住宅502号

宮本 賢一

(設立時役員)

第44条 当法人の設立時理事、設立時監事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事 深川 雅史

設立時理事 稲葉 雅章

設立時理事 横山 啓太郎

設立時理事 重松 隆

設立時理事 安藤 亮一

設立時理事 宮本 賢一

設立時監事 小野田 教高

設立時監事 中西 昌平

設立時代表理事 東京都練馬区石神井台三丁目1番3-806号

(会長) 深川 雅史

(最初の事業年度)

第45条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成29年12月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第46条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。